

港湾海岸に係る海岸メンテナンス事業実施要綱

第1 目的

海岸メンテナンス事業（以下「本事業」という。）は、戦略的な維持管理・更新等による予防保全型のインフラメンテナンスへの転換に向けて、海岸保全施設の老朽化対策（これに伴う改良や更新を含む。）又は施設機能の向上を図る整備を実施し、計画的かつ集中的に推進することで、背後地の人命・資産の防護を図るとともに、現場ニーズに合った維持管理・更新等の高度化・効率化を進め、維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減を図ることを目的とする。

第2 事業主体

本事業の事業主体は、海岸管理者とする。

第3 事業の対象

本事業の対象は、海岸法（昭和31年法律第101号）第40条第1項第1号に規定する海岸保全区域内（同条第2項の規定に基づく協議により国土交通大臣が管理を所掌することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。）において実施するものであって、以下の（1）又は（2）の要件を満たすものとする。

- （1）長寿命化計画を変更する場合は、以下の①②の全ての要件を満たすこと。
 - ① 気候変動の進行に応じた修繕計画が記載されるものであること。
 - ② 水門、陸閘等の統廃合又は新技術等の活用に係る短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果が記載されるものであること。
- （2）老朽化対策等を実施する場合は、以下の①から⑥までの全ての要件を満たすこと。
 - ① 長寿命化計画に基づき海岸保全施設が適切に管理されていること。
 - ② 維持管理費用の見通し、コスト削減内容及び新技術等の導入検討が長寿命化計画に記載されていること。
 - ③ 老朽化等により機能が確保されていない又は機能低下の恐れがある海岸保全施設であって、緊急にその機能の強化又は回復を行う必要があると認められるものであること。
 - ④ 海岸保全施設のうち海水の侵入を防止するための操作を伴う水門・陸閘等を改良する場合にあっては、海岸法第14条の2に規定する操作規則（以下「操作規則」という。）が策定されており、かつ、その策定後に、閉鎖体制の実効性を確認するための訓練が操作規則で定められた回数（少なくとも年1回）、実施されている施設であること。
 - ⑤ 第5に規定する海岸メンテナンス事業計画（以下「事業計画」という。）が策定されていること。
 - ⑥ 第5の2（2）に規定する事業計画に位置付ける総事業費が以下のとおりであること。

（ア）都道府県が行うもの	5千万円以上
（イ）市町村が行うもの	2千5百万円以上

第4 事業の内容

本事業の内容は、次に掲げるものとする。

- （1）長寿命化計画の策定及び変更
 - ① 海岸保全施設の機能診断
 - ② 長寿命化計画の策定及び変更

(2) 老朽化対策等

本事業の内容は、海岸保全施設の老朽化対策等又は施設機能の向上を対象とする。なお、防護ラインの見直しと併せて行う既存施設の撤去を含むものとする。

- ① 海岸保全施設の老朽化等調査
- ② ①の調査結果を踏まえた老朽化対策等計画の策定
- ③ ②の老朽化対策等計画に基づいて実施する老朽化対策等工事

第5 事業計画

1 事業計画の作成

本事業を実施しようとする海岸管理者は、国土交通省港湾局長が別に定めるところにより事業計画を作成するものとする。

2 事業計画の内容

(1) 長寿命化計画の策定及び変更を実施しようとするときは、次に掲げる事項について事業計画に定めるものとする。

- (ア) 事業の概要
- (イ) 計画の内訳
- (ウ) その他参考となる事項

(2) 老朽化対策等を実施しようとするときは、次に掲げる事項について事業計画に定めるものとする。なお、事業着手から原則として概ね5年以内に事業完了を見込むものとするが、大規模施設（施設ごとの事業費が4億円以上の水門・樋門、陸閘、排水機場）については、概ね10年以内とする。

- (ア) 海岸の概要
- (イ) 施設管理の現状
- (ウ) 老朽化等の状況
- (エ) 老朽化対策等の基本的な考え方
- (オ) 事業の概要
- (カ) 計画の内訳
- (キ) 新技術等の導入検討
- (ク) 成果目標
- (ケ) その他参考となる事項

3 事業計画の同意

海岸管理者は、1の規定に基づき作成された事業計画について、国土交通省港湾局長に協議し、その同意を得るものとする。

4 事業計画の変更

海岸管理者は、同意を得た事業計画を変更しようとする場合には、3の手續に準じて行うものとする。

第6 事業の実施

海岸管理者は、同意を得た事業計画に基づき、計画的かつ効率的に本事業を実施するものとする。なお、実施に当たっては、当初の目的を十分達成するよう、効率的かつ効果的な工法及び対策手法を検討するものとする。

第7 国の補助金の交付

国は、本事業の実施に要する経費について、別に定めるところにより予算の範囲内において海岸管理者に対して補助金を交付するものとする。

第8 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年3月15日から施行する。

(社会資本整備総合交付金交付要綱(海岸堤防等老朽化対策緊急事業)等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 社会資本整備総合交付金交付要綱(海岸堤防等老朽化対策緊急事業)(以下、「旧海岸堤防等老朽化対策緊急事業要綱」という。)

(2) 港湾海岸に係る大規模海岸保全施設改良事業実施要綱(以下、「旧大規模海岸保全施設改良事業実施要綱」という。)

(経過措置)

3 旧海岸堤防等老朽化対策緊急事業要綱に基づいて実施している事業については、この要綱の第3(2)⑤の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 旧大規模海岸保全施設改良事業実施要綱の第5の規定に基づき定めた大規模海岸保全施設改良事業計画は、この要綱の第5の規定に基づいてしたものとみなす。

5 旧大規模海岸保全施設改良事業実施要綱に基づいて実施している事業については、この要綱の第3(2)②の規定のうち新技術等の導入検討に係る部分にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和6年3月27日国港海第392号)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行前に実施している事業については、改正後の要綱第3の(1)の要件にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和8年4月7日国港海第442号)

1 この要綱は、令和8年4月7日から施行する。